

# 農中信託銀行の遺言信託の取り扱いを開始しました

J A伊勢では、平成29年10月から農中信託銀行(株)の遺言信託代理店として遺言信託業務の取り扱いを開始しました。

組合員の方々が築き上げてきた財産、先祖から受け継いだ大切な農地などを次の世代に継承、これまで自分を支えてくれた家族への感謝の気持ちなど、ご自身の想いを形にするための方法、それが遺言信託です。

相続について確かな知識と経験を持つ農中信託銀行が、遺言書の作成に関するアドバイスからその保管まで責任をもってお引き受けいたします。

## ■遺言信託（管理コース）

財産に関する遺言書作成のアドバイスを行い、作成された遺言公正証書は責任をもって農中信託銀行がお預かりし、相続開始時には確実にご指定の方にお引き渡しいたします。

### 管理コースのしくみ

遺言作成のご相談から遺言書のお引渡しまで ①～



■お問い合わせは 金融共済部金融推進課 ☎ 0596-62-1123 まで

## 遺言の効用

- ①財産を円滑に後継者に継承させたい。
- ②先祖代々の農地の細分化を避けたい。
- ③配偶者が安心して老後を過ごせるようにしたい。
- ④相続人以外の方にも財産を贈りたい。  
※遺言による財産配分の指定は法定相続に優先します。

## お引受できる範囲

- ①農中信託銀行は、財産に関する事項をお取り扱いします。  
※身分に関する事項についてはお受けすることができません。
- ②農中信託銀行がお預かりできるのは、遺言公正証書です。

農中信託銀行 遺言信託代理店  
伊勢農業協同組合

(当JAは農中信託銀行(株)の遺言信託代理店であり、当代理店が行う遺言信託代理業務は契約締結の媒介です)  
(ご利用には、所定の手数料・諸経費が必要です)